

関係法令の規定について

- 民法上は、内容量が表示量を下回る場合（不足する場合）、追完請求権などの権利が買主に発生する。
- また、計量法は、正確な計量をする努力義務を取引当事者に課しつつも、一定程度の誤差は許容している。

精米は、表示量が25kg以下のものについては、不足時の誤差の許容量が法令上規定されている。

表示量が25kgを超える精米や、玄米については、法令上規定されていないものの、経済産業省のホームページにおいて、目安が示されている。

<誤差の許容量の目安>

		表示量>内容量 (不足時)	表示量<内容量 (過剰時)
特定商品 (精米を含む。)	表示量が上限以下の場合 (精米:25kg以下)	1~4%(法定)	目安:3% (1kg以下の場合、5~30g)
	表示量が上限を超える場合 (精米:25kg超)	目安:1%	
特定商品以外の商品(玄米を含む。)		目安:2~8%	

※ 経済産業省ホームページを基に作成

関係法令の規定について 計量法

○ 計量法上の論点

- ◆ 計量法は、法定計量単位による取引又は証明における計量をする者に対して、正確な計量をするよう努めることを義務づけ。(計量法第10条)
- ◆ このうち、特定商品(精米を含む。)については、表示量の上限以下のものは、政令で定める誤差(量目公差)を超えないよう、計量することを義務づけている(計量法第12条)

具体的には、精米は、表示量が25kg以下のものについて、表示量が実際の質量を超える場合(=不足する場合)に、1~4%の量目公差を超えてはならない。(特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条)

例) 5kgの表示の精米の場合: 量目公差1%

→ 実際の質量が、4.95kg以上(量目公差が0.05kg以下)となるよう計量することが必要

- ◆ 上記以外の場合、すなわち、

- ・ 特定商品のうち、

- ① 表示量よりも実際の質量が多い場合(過量)

- ② 量目公差の定められている上限よりも表示量が多い場合(精米の場合は、表示量が25kg超)

- ・ 特定商品以外の商品

については、量目公差は定められていない。

しかしながら、これらについても計量法第10条により、正確な計量に努める義務は課されるところであり、著しく不正確な計量(※)については、同条に基づく勧告等の対象。

※「著しく不正確な計量」の目安は、「商品量目制度に関するよくある質問と答え」(経済産業省ホームページ)において具体的に示されている。

関係法令の規定について 計量法

<許容誤差の目安>

		表示量>内容量 (不足時)	表示量<内容量 (過剰時)
特定商品 (精米を含む。)	表示量が上限以下の場合 (精米:25kg以下)	政令別表第2の表1	目安:Q&Aの(i)
	表示量が上限を超える場合 (精米:25kg超)	目安:Q&Aの(ii)	
特定商品以外の商品(玄米を含む。)		目安:Q&Aの(iii)	

(i) 特定商品及び特定商品以外の商品について、内容量が表示量を超えている場合(過量)にかかる誤差範囲の目安

ア 表示量が質量又は体積の場合

表示量(単位はグラム又はミリリットル)	誤差
5以上 50以下	5グラム(ミリリットル)
50を超え 300以下	10パーセント
300を超え 1000以下	30グラム(ミリリットル)
1000を超えるとき	3パーセント

(注) パーセントで表された誤差は、表示量に対する百分率とする。

イ 表示量が面積の場合

表示量が、2.5平方デシメートル以上である場合について表示量の2パーセント(伸び率が大きいものは3パーセント)

(ii) 特定商品であって、量目公差の上限値を超えた特定商品の不足量にかかる誤差範囲の目安

誤差は、表示量の1パーセント

(例えば、精米では、量目公差の規制がかかる量の上限は2.5kgまでであるが、それを超える内容量の場合は1%が誤差の目安となる。)

(iii) 特定商品以外の商品であって、内容量が表示量よりも少ない場合(不足量)に関する誤差範囲の目安

表示量が質量又は体積の場合

表示量(単位はグラム又はミリリットル)	誤差
5以上 50以下	8パーセント
50を超え 100以下	4グラム(ミリリットル)
100を超え 500以下	4パーセント
500を超え 1000以下	20グラム(ミリリットル)
1000を超えるとき	2パーセント

(注) パーセントで表された誤差は、表示量に対する百分率とする。

※ 「商品量目制度に関するよくある質問と答え」(経済産業省ホームページ)を基に作成

他品目における入れ目の例

小麦・大豆

出荷時に正味重量より多めには入れているはずだが、どのくらいの量を入れるかは指定していないため、把握していない（業界への聞き取り）。

【例：都道府県単位業界団体広報誌】

良質米麦の出荷目標



- 一等米 100%
- 整粒歩合80%以上確保
- 精米蛋白質含有率6.8%以下
- 仕上がり 水分14.5～15.0%
- 入れ目1%以上確保
- 全量種子更新



- 一等麦 100%
- 低アミロ 麦皆無
- DON暫定基準値1.1ppm以下でできるだけ低いこと
- 赤かび粒混入限度 0.0%
- 異臭麦皆無
- 十分な入れ目の確保
- 全量種子更新

野菜

【例：集出荷業者の出荷契約書（キャベツ）】

4. 取引条件

- (1) 価格：委託販売とし、出荷期間においてプール計算をする。
- (2) 出荷形態：乙が甲にコンテナを貸与（有償）し、量目は5%の入り目を含むものとする。
- (3) 出荷場所：甲は乙が指定する場所へ出荷を行う。

※ 各種HPにおける公表資料から転載